

滋賀県地域防災計画計画(風水害等対策編) 新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
目次	第1章第4節 滋賀県防災プラン	第1章第4節 <u>第2次</u> 滋賀県防災プラン	【防災危機管理局】 最新の防災プランに修正。
<b>第1章 総 則</b>			
1	<p>3 災害時要配慮者への支援、多様な視点による対応</p> <p>少子高齢化、人口の偏在、隣保精神の衰退、グローバリゼーション等の社会情勢の変化を踏まえ、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の、年齢、性別、障害の有無といった事情から生じる多様なニーズに対する支の充実を図る。また、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した体制の整備に努める。</p>	<p>3 災害時要配慮者への支援、多様な視点による対応</p> <p>少子高齢化、人口の偏在、隣保精神の衰退、グローバリゼーション等の社会情勢の変化を踏まえ、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の、年齢、性別、障害の有無といった事情から生じる多様なニーズに対する支援の充実を図る。また、防災の現場や復旧・復興の各段階において、女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した体制の整備に努めるとともに、子ども・若者等の多様な視点が反映されるよう努める。</p>	<p>【防災会議 池田委員】 「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を踏まえて、復旧・復興の計画策定において多様な視点に配慮することを規定。(防災危機管理局記載場所等調整)</p> <p>【女性活躍推進課】 過去の災害において、避難所運営等で男女のニーズの違いなど女性の視点に欠けた対応が行われるなど課題が生じたことを踏まえ、国で「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定されたところ。能登半島地震の災害対応においても未だ男女共同参画の視点が十分反映されていなかったことが内閣府の調査で明らかとなっている。まずは減災に向け、これまで災害対応に活かされていなかった男女共同参画の視点による対応を加速して進める必要があるため明記。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由												
第2節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱															
5	<p><u>(追記)</u></p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td><td>処理すべき事務または業務の大綱</td></tr> <tr> <td><u>2 近畿財務局</u> (大津財務事務所)</td><td>(略)</td></tr> </table>	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	<u>2 近畿財務局</u> (大津財務事務所)	(略)	<p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td><td>処理すべき事務または業務の大綱</td></tr> <tr> <td><u>2 近畿管区行政評価局</u> (滋賀行政監視行政相談センター)</td><td><u>1 被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動</u></td></tr> <tr> <td><u>3 近畿財務局</u> (大津財務事務所)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(以下16までを1ずつ繰り下げる)</td><td></td></tr> </table>	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	<u>2 近畿管区行政評価局</u> (滋賀行政監視行政相談センター)	<u>1 被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動</u>	<u>3 近畿財務局</u> (大津財務事務所)	(略)	(以下16までを1ずつ繰り下げる)		<p>【総務省滋賀行政監視行政相談センター】</p> <p>令和7年6月10日付けで指定地方行政機関となったため</p>
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱														
<u>2 近畿財務局</u> (大津財務事務所)	(略)														
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱														
<u>2 近畿管区行政評価局</u> (滋賀行政監視行政相談センター)	<u>1 被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動</u>														
<u>3 近畿財務局</u> (大津財務事務所)	(略)														
(以下16までを1ずつ繰り下げる)															
5	<p>5 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)</p> <p>1 国有林野の<u>治山治水事業</u>の実施、施設の整備</p>	<p>6 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)</p> <p>1 国有林野の<u>治山事業</u>の実施、施設の整備</p>	<p>【近畿中国森林管理局】</p> <p>治水事業を行っていないため。</p>												
7	<p>6 指定公共機関</p> <p>3 <u>西日本電信電話株式会社(滋賀支店)</u></p> <p>4 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p>	<p>6 指定公共機関</p> <p>3 <u>NTT 西日本株式会社(滋賀支店)</u></p> <p>4 <u>NTT ドコモビジネスコミュニケーションズ株式会社</u></p>	<p>【防災危機管理局】</p> <p>組織名変更による修正。</p>												
7	<p>6 指定公共機関</p> <p>14 独立行政法人水資源機構 (琵琶湖<u>開発</u>総合管理所)</p>	<p>6 指定公共機関</p> <p>14 独立行政法人水資源機構 (<u>琵琶湖総合</u>管理所)</p>	<p>【水資源機構】</p> <p>組織名変更による修正。</p>												
8	<p>機関の名称</p> <p>1 近江鉄道株式会社</p> <p>2 京阪電気鉄道株式会社 (大津営業部)</p> <p>3 信楽高原鐵道株式会社</p>	<p>機関の名称</p> <p>1 近江鉄道株式会社 <u>一般社団法人近江鉄道線管理機構</u></p> <p>2 京阪電気鉄道株式会社 (大津営業部)</p>	<p>【防災危機管理局】【交通戦略課】</p> <p>指定地方公共機関への指定による(近江鉄道線は令和6年4月から公有民営方式による上下分離に移行し、近江鉄道(株)が第二種鉄道事業者として鉄</p>												

頁	修正前	修正後	修正理由				
		3 信楽高原鐵道株式会社	道の運行を担い、(一社)近江鐵道線管理機構が第三種鐵道事業者として鐵道施設の保有・維持管理を担うこととなつた。)				
8	(新設)	<table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td><td>処理すべき事務または業務の大綱</td></tr> <tr> <td><u>17 滋賀県道路公社</u></td><td> <u>1 琵琶湖大橋有料道路の整備と防災管理</u>  <u>2 災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保</u>  <u>3 被災道路施設の復旧</u> </td></tr> </table>	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	<u>17 滋賀県道路公社</u>	<u>1 琵琶湖大橋有料道路の整備と防災管理</u> <u>2 災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保</u> <u>3 被災道路施設の復旧</u>	【防災危機管理局】【滋賀県道路公社】指定地方公共機関への指定による。
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱						
<u>17 滋賀県道路公社</u>	<u>1 琵琶湖大橋有料道路の整備と防災管理</u> <u>2 災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保</u> <u>3 被災道路施設の復旧</u>						

### 第3節 地勢と気象

11	第2 気象 1 概要 昭和 28 年の <u>13 号台風</u>	第2 気象 1 概要 昭和 28 年の <u>台風第 13 号</u>	【彦根地方気象台】 他の台風と表現をそろえるため。
11	例えば昭和 28 年 <u>13 号台風</u>	例えば昭和 28 年 <u>台風第 13 号</u>	【彦根地方気象台】 他の台風と表現をそろえるため。
13	2 滋賀県の気象 (4)風 (注)平均風速は 1991 年から 2020 年までの月平均風速の平年値 <u>日最大風速の統計期間は、1893 年 10 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日</u> <u>日最大瞬間風速の統計期間は、1920 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日</u>	2 滋賀県の気象 (4)風 (注)平均風速は 1991 年から 2020 年までの月平均風速の平年値 <u>日最大風速の統計期間は、1893 年 10 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日</u> <u>日最大瞬間風速の統計期間は、1920 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日</u>	【彦根地方気象台】 統計期間を時点更新。 (極値の更新はなし。)

頁	修正前	修正後	修正理由
14	<p>3 気象と災害</p> <p>(1)台風災害</p> <p>南方海上で発生する台風数は平均年に 25.1 個で、(中略)</p> <p>このうち日本に上陸する台風は<u>年平均</u> 3.0 個ぐらいで、(中略)</p>	<p>3 気象と災害</p> <p>(1)台風災害</p> <p><u>台風の発生数は 30 年間(1991~2020 年)の平均</u>では年に 25.1 個で、(中略)</p> <p>このうち日本に上陸する台風は<u>年に</u> 3.0 個で、(中略)</p>	<p>【彦根地方気象台】</p> <p>統計期間の明示。</p>
14	<p>3 気象と災害</p> <p>(1)台風災害</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>・平成 25 年 9 月 15~16 日台風第 18 号による大雨</u></p> <p><u>9 月 13 日に小笠原近海で発生した台風第 18 号は、日本の南海上を北上し、大型の勢力を保ったまま 16 日 8 時前に愛知県豊橋市付近に上陸した後、本州中部を北東に進んだ。</u></p> <p><u>この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が次々と流れ込んだため、滋賀県では記録的な大雨となり、16 日 05 時 05 分に滋賀県(豊郷町を除く)に大雨特別警報を発表した。</u></p> <p><u>降り始めの 9 月 15 日 0 時から 16 日 16 時までの総雨量は、高島市朽木平良で 494.5mm、甲賀市土山で 364.5mm、甲賀市信楽で 332.0mm、大津市萱野浦で 328.0mm を観測するなど各地で記録的な大雨となった。</u></p> <p><u>(降水量分布図)</u></p> <p><u>(台風第 18 号経路図)</u></p> <p><u>・平成 30 年 9 月 4~5 日台風第 21 号による暴風</u></p> <p><u>8 月 28 日 03 時に南鳥島近海で発生した台風</u></p>	<p>【彦根地方気象台】</p> <p>(2)大雨災害(台風によるものを除く)に記載されていた内容を(1)台風災害に移動。</p> <p>平成 30 年 9 月 4~5 日台風第 21 号の最新の解析に基づく発生時間の更新。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
		<p><u>第 21 号は、急速に発達しながら日本の南海上を西進から北西進し、30 日 09 時には非常に強い勢力となり、31 日 09 時には猛烈な勢力に発達した。</u></p> <p><u>その後、北上を続け、非常に強い勢力を保ったまま 9 月 4 日 12 時前徳島県南部に上陸し、14 時前には兵庫県神戸市付近に再上陸し、15 時には日本海海上へ抜けた。</u></p> <p><u>滋賀県における、3 日 22 時から 5 日 05 時までの総降水量は、甲賀市土山で 85.0mm、米原市朝日で 81.5mm を観測した。日最大風速は彦根で東南東の風 24.9m/s、最大瞬間風速は彦根で南東の風 46.2m/s(4 日 14 時 13 分)を観測した。また、日最大瞬間風速は県内 7 箇所で、日最大風速は 6 箇所で年間の1位を更新した。</u></p> <p><u>(2018 年台風第 21 号接近時の最大風速と最大瞬間風速表)</u></p>	
16	(2)大雨災害(台風によるもの除く) ア 発生の条件 滋賀県 <u>附近</u>	(2)大雨災害(台風によるもの除く) ア 発生の条件 滋賀県 <u>付近</u>	【彦根地方気象台】 語句の修正。
17	イ 過去の主な災害例 (イ)昭和 28 年 8 月 14~15 日の多羅尾の局地豪雨 滋賀、京都、三重の県境 <u>附近</u>	イ 過去の主な災害例 (イ)昭和 28 年 8 月 14~15 日の多羅尾の局地豪雨 滋賀、京都、三重の県境 <u>付近</u>	【彦根地方気象台】 語句の修正。
18	(オ)平成 25 年 9 月 15~16 日台風第 18 号による大雨 9 月 13 日に小笠原近海で発生した台風第 18	<u>(削除)</u>	【彦根地方気象台】 台風を除く災害を記載する箇所のため、(1)台風災害へ移動。

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>号は、日本の南海上を北上し、大型の勢力を保ったまま 16 日 8 時前に愛知県豊橋市付近に上陸した後、本州中部を北東に進んだ。</p> <p>この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が次々と流れ込んだため、滋賀県では記録的な大雨となり、16 日 05 時 05 分に滋賀県（豊郷町を除く）に大雨特別警報（警戒レベル5相当情報）を発表した。</p> <p>降り始めの 9 月 15 日 0 時から 16 日 16 時までの総雨量は、高島市朽木平良で 494.5mm、甲賀市土山で 364.5mm、甲賀市信楽で 332.0mm、大津市萱野浦で 328.0mm を観測するなど各地で記録的な大雨となった。</p> <p>（降水量分布図）</p> <p>（台風第 18 号経路図）</p> <p>（カ）平成 30 年 9 月 4～5 日台風第 21 号による暴風</p> <p>8 月 28 日 03 時に南鳥島近海で発生した台風第 21 号は、急速に発達しながら日本の南海上を西進から北西進し、30 日 09 時には非常に強い勢力となり、31 日 09 時には猛烈な勢力に発達した。</p> <p>その後、北上を続け、非常に強い勢力を保ったまま 9 月 4 日 12 時前徳島県南部に上陸し、14 時前には兵庫県神戸市付近に再上陸し、15 時には日本海海上へ抜けた。</p> <p>滋賀県における、3 日 22 時から 5 日 05 時までの総降水量は、甲賀市土山で 85.0mm、米原</p>		

頁	修正前	修正後	修正理由
	市朝日で 81.5mm を観測した。日最大風速は彦根で東南東の風 24.9m/s、最大瞬間風速は彦根で南東の風 46.2m/s(4 日 14 時 13 分)を観測した。また、日最大瞬間風速は県内 7 箇所で、日最大風速は 6 箇所で年間の1位を更新した。 (2018 年台風第 21 号接近時の最大風速と最大瞬間風速表)		
19	(3)大雪 ア 発生の条件 <u>今一つは低気圧が太平洋岸沿いを東進する場合で、</u>	(3)大雪 ア 発生の条件 <u>他のケースとして、太平洋岸沿いを東進する低気圧(南岸低気圧)の影響で、</u>	【彦根地方気象台】 表現の変更。
19	イ 大雪と雪害 JR・私鉄→停滯・遅延・運休	イ 大雪と雪害 JR・私鉄→停滯・遅延・運休 <u>近年は、鉄道の計画運休、道路の事前通行止の影響もみられるようになってきた。</u>	【彦根地方気象台】 近年の状況を追記。
19	ウ 主な大雪の例 (ア)大正 7 年 1 月の大雪 愛知川 <u>附</u> 近以北	ウ 主な大雪の例 (ア)大正 7 年 1 月の大雪 愛知川 <u>付</u> 近以北	【彦根地方気象台】 語句の修正。
19	(ウ)昭和 52 年 2 月 2 日から 5 日および 17 日から 19 日にかけての大雪 2 <u>ヶ</u> 月間にわたって	(ウ)昭和 52 年 2 月 2 日から 5 日および 17 日から 19 日にかけての大雪 2 <u>か</u> 月間にわたって	【彦根地方気象台】 語句の修正。
21	(オ)昭和 59 年豪雪 <u>上層の寒気団がバイカル湖および中国東北部で-48℃から-50℃の寒気団が南下し、</u>	(オ)昭和 59 年豪雪 <u>バイカル湖および中国東北部の上空の寒気(-48℃から-50℃)が南下し、</u>	【彦根地方気象台】 表現の変更。
21	(4) <u>竜巻</u> 災害	(4) <u>突風</u> 災害	【彦根地方気象台】 語句の修正。

頁	修正前	修正後	修正理由
<b>第4節 滋賀県防災プラン</b>			
23	第4節 滋賀県防災プラン	第4節 <u>第2次</u> 滋賀県防災プラン	【防災危機管理局】 最新の防災プランに修正。
23	第1 施策体系	<p>第1 基本理念</p> <p><u>平時から、災害発生に備え、県民、地域、企業・団体、行政等あらゆる主体が日頃から継続的に「当事者力(自助)」、「地域力(共助)」、「行政力(公助)」を強化します。</u></p> <p><u>災害時には、これらの力を發揮するために、まず「生き延びる」ことを重視します。</u></p> <p><u>また、これらの力を結集し、多様な主体が連携した強固な体制のもとで災害対応を行い、一人ひとりの被災者に寄り添った合理的配慮を提供します。</u></p> <p>第2 プランの位置づけ</p> <p><u>このプランは、「滋賀県地域防災計画」に基づき実施する防災対策のアクションプラン(実行計画)であり、全国各地で発生した過去の風水害、土砂災害、地震災害などの大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む防災対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定めます。</u></p>	【防災危機管理局】 最新の防災プランに修正。

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>〔4〕 県有施設等のハード対策等による機能確保</p> <p><b>第2 基本理念</b></p> <p>災害発生に備え、県民、地域、企業・団体、行政等あらゆる主体が日頃から継続的に「当事者力(自助)」、「地域力(共助)」、「行政力(公助)」を強化し、災害時には、これらの力を結集し、多様な主体の連携により構築された強固な体制のもとで災害対応を行い、一人ひとりの被災者に寄り添った合理的配慮を提供します。</p>	<p><b>3 施策体系</b></p> <p><b>実行1</b>：生き延びるための事前防災</p> <p>(1) 生き延びるため自衛の推進～県民に寄り添ったリスク情報の発信～  (2) 災害に強い地域づくり  (3) 高齢化、人口減少、過疎化等をふまえた、迅速な復旧・復興</p> <p><b>実行2</b>：災害時要配慮者や多様なニーズに配慮した避難支援</p> <p>(1) 災害時要支援者等に対する避難生活支援  (2) 多様なニーズに配慮した避難支援  (3) 帰宅困難者対策</p> <p><b>実行3</b>：災害時の輸送ネットワークの確保</p> <p>(1) 早期道路啓開に向けた取組  (2) 災害発生時における交通集中対策  (3) 陸路以外の輸送手段の検討</p> <p><b>実行4</b>：受援力・災害対応力の強化</p> <p>(1) 災害対策本部機能の強化  (2) 受援力の強化  (3) 災害時における代替機能の確保</p> <p><b>実行5</b>：ひとつづくり、つながりづくり</p> <p>(1) 職員等災害対応力の向上  (2) 協定団体との連携強化  (3) 県民とのつながり（情報発信）</p> <p><b>実行6</b>：災害に強いライフラインづくり</p> <p>(1) ライフラインの耐震化および早期復旧に向けた体制づくり  (2) 災害に強い県土づくり</p>	
<b>第2章 災害予防計画</b>			
<b>第1節 水害予防計画</b>			
24	<p>第2 水害防止計画</p> <p>第1 河川対策(土木交通部、近畿地方整備局、 水資源機構(琵琶湖開発総合管理所)</p>	<p>第2 水害防止計画</p> <p>第1 河川対策(土木交通部、近畿地方整備局、 水資源機構(琵琶湖総合管理所)</p>	<p><b>【水資源機構】</b> 組織名変更による修正。</p>
24	<p>1 計画方針</p> <p>氾濫しても被害を最小限にするはん濫原での減災対策</p>	<p>1 計画方針</p> <p>氾濫しても被害を最小限にする氾濫原での減災対策</p>	<p><b>【彦根地方気象台】</b> 語句の修正。</p>
24	<p>3 事業計画</p> <p>(1)県土木交通部</p>	<p>3 事業計画</p> <p>(1)県土木交通部</p>	<p><b>【高島土木事務所】</b> 語句の修正。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	河川整備 5 ケ年 <u>計画</u>	河川整備 5 <u>か</u> 年 <u>プラン</u>	
24	(3) 独立行政法人 水資源機構(琵琶湖 <u>開発</u> 総合管理所)	(3) 独立行政法人 水資源機構( <u>琵琶湖</u> 総合管理所)	【水資源機構】 組織名変更による修正。
25	第2 水害防止対策 (土木交通部、知事公室) 2 現況 <u>県管理区間</u> 重要水防区域	第2 水害防止対策 (土木交通部、知事公室) 2 現況 <u>うち</u> 重要水防区域	【高島土木事務所】 現在の記載だとわかりにくいため、文言の変更。
26	第3 ため池等対策 (農政水産部、県土地改良事業団体連合会) 2 現況 県下の農業用ため池等は大小合わせて約 <u>1,500</u> ヶ所(国営造成施設 4ヶ所)あり、	第3 ため池等対策 (農政水産部、県土地改良事業団体連合会) 2 現況 県下の農業用ため池等は大小合わせて約 <u>1,400</u> ヶ所(国営造成施設 4ヶ所)あり、	【農村振興課】 廃池等による減。

## 第2節 土砂災害予防計画

30	3 事業計画 (3) 土砂災害防止法に基づく対策 イ 警戒避難体制の整備等 土砂災害に関する情報の収集および伝達ならびに 予報または警報の発 <u>令</u> および伝達に関する事項	3 事業計画 (3) 土砂災害防止法に基づく対策 イ 警戒避難体制の整備等 土砂災害に関する情報の収集および伝達ならびに 予報または警報の発 <u>表</u> および伝達に関する事項	【彦根地方気象台】 語句修正(土砂災害警戒情報や大雨警報は発令ではなく発表)。
----	---	---	--

## 第3節 風害予防計画

34	4 通信施設の防災対策 設管理者は、通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。(西日本電信電話株式会社の防災対策については、「第7節 通信、放送施設災害予防計画」第1参照)	4 通信施設の防災対策 施設管理者は、通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。(NTT西日本株式会社の防災対策については、「第7節 通信、放送施設災害予防計画」第1参照)	【防災危機管理局】 組織名変更による。
----	---	---	------------------------

頁	修正前	修正後	修正理由
第5節 防災知識普及計画			
38	<p>エ 企業防災の促進</p> <p>(ア)企業は、災害時の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、風水害等に対する防災体制の整備を実施するなどの防災活動に努める。</p> <p>(イ)県および市町は、企業と協力して県内の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>(ウ)企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>エ 企業防災の促進</p> <p>(ア)企業は、災害時の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、風水害等に対する防災体制の整備を実施するなどの防災活動に努める。</p> <p>(イ)県および市町は、企業と協力して県内の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>(ウ)企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。<u>また、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、従業員および施設の利用者等に対し災害に関する情報の伝達、避難誘導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(エ)企業は従業員および施設の利用者等が災害時に必要とする物資を備蓄するよう努める。</u></p>	<p>【防災危機管理局】</p> <p>滋賀県防災対策の推進に関する条例を踏まえた修正。</p>
第6節 気象等観測業務計画			
42	<p>第3 事業計画</p> <p>また彦根地方気象台においては、竜巻等突風予測技術の精度向上をはかるとともに情報提供に努める。</p>	<p>第3 事業計画</p> <p>また彦根地方気象台においては、竜巻等突風予測、<u>線状降水帯発生予測、降雪予測、台風の予報など</u>の精度向上をはかるとともに情報提供に努める。</p>	<p>【彦根地方気象台】</p> <p>気象庁の業績目標にあわせるため。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
		る。	
<b>第 10 節 防災救助施設等整備計画</b>			
49	3 事業計画 (1) 食料(健康医療福祉部、農政水産部) ア 被災者に対する応急の食料として、保存食の備蓄に努める。	3 事業計画 (1) 食料(健康医療福祉部、農政水産部) ア 被災者に対する応急の食料として、保存食の備蓄に努める。 <u>その備蓄状況については、年一回、広く住民に公表するものとする。</u>	【健康福祉政策課】 防災基本計画と整合を図るため。
50	(2) 被服・寝具、その他生活必需品等(知事公室、健康医療福祉部) ア 被服・寝具、その他生活必需品等については、必要量についての備蓄を行うとともに、被災時における必要な物資の調達を迅速かつ円滑に行うため、関係業者と物資供給に係る協定を締結するなどの連携を密にし、緊急調達体制を確保する。	(2) 被服・寝具、その他生活必需品等(知事公室、健康医療福祉部) ア 被服・寝具、その他生活必需品等については、必要量についての備蓄を行うとともに、被災時における必要な物資の調達を迅速かつ円滑に行うため、関係業者と物資供給に係る協定を締結するなどの連携を密にし、緊急調達体制を確保する。 <u>その備蓄状況については、年一回、広く住民に公表するものとする。</u>	【健康福祉政策課】 防災基本計画と整合を図るため。
50	その平常時の <u>在庫量等を調査把握し、</u> 災害時の調達に備える。	平常時における <u>在庫の保管、数量を把握し、</u> 災害時の調達に備える。	【健康福祉政策課】 より実態に即した文言への修正。
50	④災害拠点病院の整備 地震時に～ <u>10</u> 病院を指定している。	④災害拠点病院の整備 地震時に～ <u>11</u> 病院を指定している。	【健康危機管理課】 R7.4.1 付けで新たに災害拠点病院を指定したため。
<b>第 12 節 鉄道施設災害予防計画</b>			
57	第2 民有鉄道施設災害予防計画 (京阪電気鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、信楽高原鐵道株式会社、甲賀市)	第2 民有鉄道施設災害予防計画 (京阪電気鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、 <u>一般社団法人近江鉄道線管理機構</u> 、信楽高原鐵道株式会社、甲賀市)	【交通戦略課】 近江鉄道線は令和 6 年 4 月から公有民営方式による上下分離に移行し、近江鉄道(株)が第二種鉄道事業者として

頁	修正前	修正後	修正理由
			鉄道の運行を担い、(一社)近江鉄道線管理機構が第三種鉄道事業者として鉄道施設の保有・維持管理を担うこととなったため。
57	2 現況 (1) 近江鉄道株式会社	2 現況 (1) 近江鉄道株式会社、 <u>一般社団法人近江鉄道線管理機構</u>	【交通戦略課】 近江鉄道線は令和6年4月から公有民営方式による上下分離に移行し、近江鉄道(株)が第二種鉄道事業者として鉄道の運行を担い、(一社)近江鉄道線管理機構が第三種鉄道事業者として鉄道施設の保有・維持管理を担うこととなったため。
57	イ 主たる施設 (ア)隧道 2か所 (佐和山隧道 340m 清水山隧道 148m) (イ)橋梁 143か所 (主要なもの:芹川 66m 犬上川 270m 宇曽川 142m 愛知川 239m 佐久良川 148m 日野川 137m 野洲川 229m) (ウ)踏切 175か所 (1種甲 145、4種 30) (エ)その他 駅33 変電所4ヶ所(米原、高宮、八日市、水口)	イ 主たる施設 (ア)隧道 2か所 (佐和山隧道 340m 清水山隧道 148m) (イ)橋梁 143か所 <u>内1箇所高架橋</u> (主要なもの:芹川 66m 犬上川 270m 宇曽川 142m 愛知川 239m 佐久良川 148m 日野川 137m 野洲川 229m) (ウ)踏切 175か所 (1種甲 145、4種 30) (エ)その他 駅33 変電所4ヶ所(米原、高宮、八日市、水口)	【近江鉄道】 震災対策編と記載方法の統一。
第16節 災害救助基金の積立および運用計画			
63	ウ 他の都道府県からの求償に対する支払(法第20条第 <u>4</u> 項)	ウ 他の都道府県からの求償に対する支払(法第20条第 <u>1</u> 項)	【健康危機管理課】 引用誤りの修正。

頁	修正前	修正後	修正理由
第17節 災害ボランティアへの支援			
64	また、県内外の災害ボランティアに関わる団体・グループと平常時から連携を図ることにより、災害時におけるボランティアの受入等への備えをしておく。	<p>また、<u>災害ボランティア運営協議会においては、国の被災者援護協力団体登録制度の運用も踏まえて、</u>県内外の災害ボランティアに関わる団体・グループ、<u>被災者援護協力団体等</u>と平常時からの連携強化に努め、災害時におけるボランティアの受入等に備える</p> <p><u>あわせて、全国域の災害中間支援組織である全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)とも連携し、発災時における連携体制強化を図っていく。</u></p>	<p>【健康福祉政策課】</p> <p>法改正に基づく国登録制度の追加。併せて JVOAD との連携体制強化を追加。</p> <p>【防災会議 辻岡委員】</p> <p>令和7年6月4日「災害対策基本法等」が改正され、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力する。NPO・ボランティア団体等を国が「被災者援護協力団体」として登録する制度を創設した。</p>
64	県は、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアが、災害時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から各所管部局において、氏名、連絡先、活動の種類等の把握を行うなど専門ボランティアとの連携協力関係の構築に努める。	県 <u>および災害ボランティアセンター運営協議会</u> は、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、 <u>重機オペレーター、大工</u> 等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアが、災害時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から各所管部局 <u>等</u> において、氏名、連絡先、活動の種類等の把握を行うなど専門ボランティアとの連携協力関係の構築に努める。	<p>【健康福祉政策課】</p> <p>災害中間支援組織の位置づけのため、専門ボランティアとの連携体制の構築に災害ボランティアセンター運営協議会を追加。</p> <p>【防災会議 西谷委員】</p> <p>重機オペレーター(土木工事従事者等)や大工(建築系)も、家屋復旧や土砂撤去の現場で重宝されるが、こうした方も、一定の知識・経験・資格を必要とする専門ボランティアであるため。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
<b>第18節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化</b>			
66	第18節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化 (知事公室・総合企画部・健康医療福祉部・土木交通部)	第18節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化 (知事公室・総合企画部・健康医療福祉部・ <u>子ども若者部</u> ・土木交通部)	【子ども若者政策・私学振興課】 組織改編による。
66	ウ 個別避難計画の作成 (ア)市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、	ウ 個別避難計画の作成 (ア)市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当部局など関係部局の連携の下、 <u>消防機関や警察、地域医師会、自主防災組織、福祉事業者</u> 、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、 <u>自治会や町内会</u> 、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、	【防災会議 岡戸委員】 連携する団体をより具体的に記載するため修正(内閣府が作成する「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえて防災危機管理局で調整。)
68	<u>「避難所運営ガイドライン」</u>	<u>「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)」</u>	【健康福祉政策課】 引用先の名称変更による。
69	ア 在宅避難者 市町(県) <u>本部</u> は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	ア 在宅避難者 市町(県)は、 <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画と整合を図るため。
76	<u>(新設)</u>	<u>カ 活動調整会議の設置</u> <u>第3章災害応急対策計画 第3節防ぎよ計</u>	【防災危機管理局】

頁	修正前	修正後	修正理由
		<p><u>画 第1消防活動計画(知事公室) 2計画の内容</u>により、緊急消防援助隊の応援を要請し、かつ消防応援活動調整本部を設置した場合、消防の応援等の総合調整を行うことからも、<u>広域的支援部隊(緊急消防援助隊、警察災害派遣隊および自衛隊災害派遣部隊など)</u>の派遣を要請した場合、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図ることを目的に災害対策本部に活動調整会議を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。</p> <p>また、救助機関が相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動調整会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るものとする。なお、活動調整会議については、必要に応じて市町災害対策本部に設置される市町の活動調整会議や災害現場における現地合同調整所から情報を得て、活動調整を行うものとする。</p>	令和6年能登半島地震において、実動機関(警察・消防・自衛隊等)を統括・調整する機能が不十分であったことや、実動機関が保有する情報の共有に苦慮したことが課題とされたことなどから、広域的支援部隊の総合的な連携・調整を図るため、県災害対策本部に活動調整会議を設置することを追記。
第3章 災害応急対策計画			
第1節 防災組織整備計画			
80	2 滋賀県の動員 <u>(新設)</u>	2 滋賀県の動員 <u>(7)職員への支援体制</u> <u>災害対応の状況に応じて、職員への心のケアの体制を拡充するとともに、男女別の鍵のかかる仮眠室など、災害対応に当たる職員の業務環境を整備するものとする。</u>	【防災会議 池田委員】 支援者支援に係る文言の追加。 (総務事務・厚生課一部調整)

頁	修正前	修正後	修正理由
第2節 情報計画			
82	c 指定地方行政機関、指定(地方)公共機関 指定地方行政機関、指定(地方)公共機関は、県本部(設置前は防災危機管理局)に報告を行い、県本部は速やかに国(総務省消防庁)に報告することとする。	c 指定地方行政機関、指定(地方)公共機関 指定地方行政機関、指定(地方)公共機関は、 <u>土木交通部(道路保全課)所管の道路に関する情報を集約の上</u> 、県本部(設置前は防災危機管理局)に報告を行い、県本部は速やかに国(総務省消防庁)に報告することとする。	【滋賀県道路公社】 情報集約ルート修正のため。
84	第1 災害情報通信計画 (知事公室) (5) 防災関係機関との情報交換、報告 近畿運輸局(滋賀運輸支局) 日本通運株式会社(大津支店) 琵琶湖汽船株式会社 一般社団法人滋賀県バス協会 一般社団法人滋賀県トラック協会 西日本旅客鉄道株式会社(京滋支社) 東海旅客鉄道株式会社(安全対策室) 近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社(大津営業部) 信楽高原鐵道株式会社	第1 災害情報通信計画 (知事公室) (5) 防災関係機関との情報交換、報告 近畿運輸局(滋賀運輸支局) 日本通運株式会社(大津支店) 琵琶湖汽船株式会社 一般社団法人滋賀県バス協会 一般社団法人滋賀県トラック協会 西日本旅客鉄道株式会社(京滋支社) 東海旅客鉄道株式会社(安全対策室) 近江鉄道株式会社 <u>一般社団法人近江鉄道線管理機構</u> 京阪電気鉄道株式会社(大津営業部) 信楽高原鐵道株式会社	【交通戦略課】 近江鉄道線は令和6年4月から公有民営方式による上下分離に移行し、近江鉄道(株)が第二種鉄道事業者として鉄道の運行を担い、(一社)近江鉄道線管理機構が第三種鉄道事業者として鉄道施設の保有・維持管理を担うこととなつたため。
84	第1 災害情報通信計画 (知事公室) (5) 防災関係機関との情報交換、報告 日本放送協会(大津放送局) 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀 朝日放送テレビ株式会社	第1 災害情報通信計画 (知事公室) (5) 防災関係機関との情報交換、報告 日本放送協会(大津放送局) 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀 朝日放送テレビ株式会社	【総務省滋賀行政監視行政相談センター】 令和6年6月28日付けの「防災基本計画」改定において、「第2編 各災害に共通する対策編」「第3章 災害復旧・復興」「第4節 被災者等の生活再建等の支援」に「国(総務省)は、被災者

頁	修正前	修正後	修正理由
	関西テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 讀賣テレビ放送株式会社	関西テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 讀賣テレビ放送株式会社 <b>近畿管区行政評価局(滋賀行政監視行政相談センター)</b>	に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。」が新設され、当センターの行う特別行政相談活動とは、①被災者への生活支援情報の提供、②専用電話を備えた相談窓口の開設、③特別行政相談所の開設などであり、これらの活動は地域防災計画での左記の項目と密接に関係しているため
84	独立行政法人水資源機構 (琵琶湖 <u>開発</u> 総合管理所)	独立行政法人水資源機構 ( <u>琵琶湖</u> 総合管理所)	【水資源機構】 組織名変更による修正。
86	第2 気象予警報伝達計画 (彦根地方気象台、近畿地方整備局、県知事公室、県土木交通部) 2 計画の内容 (1) 注意報、警報等の種別 ク 記録的短時間大雨情報 キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、 <u>府県気象情報の一種として発表される。</u>	第2 気象予警報伝達計画 (彦根地方気象台、近畿地方整備局、県知事公室、県土木交通部) 2 計画の内容 (1) 注意報、警報等の種別 ク 記録的短時間大雨情報 キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、 <u>気象庁から発表される。</u>	【彦根地方気象台】 正確な表現に変更。
86	ケ 竜巻注意情報 <u>滋賀県南部、北部</u> で発表される。	ケ 竜巻注意情報 <u>天気予報の対象地域と同じ発表単位(滋賀県南部、滋賀県北部)</u> で発表される。	【彦根地方気象台】 他の項目と表現をそろえるため。 ※二ヶ所あり。
88	3 通報内容および時刻 <u>【資料編 参照】</u> <u>・警報・注意報発表基準一覧表(彦根地方気象台)</u>	3 通報内容および時刻 <u>(削除)</u>	【彦根地方気象台】 当節において一覧表は不要と思われるため削除。

頁	修正前	修正後	修正理由
88	ス 火災気象通報 3 通報内容および時刻 (2) 気象予警報の伝達経路  <u>西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社</u>	ス 火災気象通報 3 通報内容および時刻 (2) 気象予警報の伝達経路  <u>NTT 東日本または NTT 西日本</u>	【彦根地方気象台】 NTT 東西の社名変更に伴い図を差し替えるもの。
89	(3) 予警報等の伝達機関における措置  <u>・西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社</u>	(3) 予警報等の伝達機関における措置  <u>NTT 西日本株式会社または NTT 東日本株式会社</u>	【彦根地方気象台】 NTT 東西の社名変更に伴い図を差し替えるもの。
90	エ 広報手段  一般住民に対する広報手段は、状況に応じて次による。また、インターネット事業者や携帯電話事業者等多様な手段を複合的に活用した情報提供についても検討する。 (ア)新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に対する発表 (イ)ホームページ、SNS 等への掲載 (ウ)広報番組(テレビ・ラジオ)による広報 (エ)広報紙、チラシ、ポスター等の作成 (オ)メール・SNS配信システム等による広報(しらせる滋賀情報サービス「しらしが」等) (カ)Lアラートによる広報	エ 広報手段  一般住民に対する広報手段は、状況に応じて次による。また、インターネット事業者や携帯電話事業者等多様な手段を複合的に活用した情報提供についても検討する。 (ア)新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に対する発表 (イ) <u>滋賀県防災ポータル、ホームページ</u> への掲載 (ウ)広報番組(テレビ・ラジオ)による広報 (エ)広報紙、チラシ、ポスター等の作成 (オ) <u>滋賀県防災アプリ、しらせる滋賀情報サービス(しらしがメール、LINE)・SNS(Xなど)の配信システム等による広報</u> (カ)Lアラートによる広報	【防災危機管理局】 アプリによるプッシュ通知が広報手段として有効であるため。 ①ホームページとポータルの区分け ②アプリの名称を明記 ③SNSについてXと明記
91	カ 広聴活動 広報班と関係所属は連携して、災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じる。	カ 広聴活動 広報班と関係所属は <u>国とも</u> 連携して、災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じる。	【総務省滋賀行政監視行政相談センター】 令和 6 年 6 月 28 日付けの「防災基本計画」改定において、「第 2 編 各災害に共通する対策編」「第 3 章 災害復

頁	修正前	修正後	修正理由
			旧・復興「第4節 被災者等の生活再建等の支援」に「国(総務省)は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。」が新設され、当センターの行う特別行政相談活動とは、①被災者への生活支援情報の提供、②専用電話を備えた相談窓口の開設、③特別行政相談所の開設などであり、これらの活動は地域防災計画での左記の項目と密接に関係しているため
<b>第4節 災害救助保護計画</b>			
97	<p>(ク)被災した住宅の応急修理</p> <p>(ケ)学用品の給与</p> <p>(コ)埋葬</p> <p>(サ)死体の搜索</p> <p>(シ)死体の処理</p> <p>(ス)災害によって住居またはその周辺に運ばれた…</p>	<p><b>(ク)福祉サービスの提供</b></p> <p><b>(ケ)被災した住宅の応急修理</b></p> <p><b>(コ)学用品の給与</b></p> <p><b>(サ)埋葬</b></p> <p><b>(シ)死体の搜索</b></p> <p><b>(ス)死体の処理</b></p> <p><b>(セ)災害によって住居またはその周辺に運ばれた…</b></p>	<p>【健康福祉政策課】</p> <p>法改正に伴う追加。</p> <p>記号ずれの修正。</p> <p>【防災会議 辻岡委員】</p> <p>令和7年6月4日「災害対策基本法等」が改正され、災害救助法の第4条「救助の種類」に「福祉サービスの提供」が追加された。</p> <p>(<a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/kihonhou_r7_01.html">https://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/kihonhou_r7_01.html</a>)</p>
98	第2 避難救出計画（知事公室、健康医療福祉部、土木交通部、教育委員会、県警察、陸上自衛隊第3偵察戦闘大隊）	第2 避難救出計画（知事公室、健康医療福祉部、 <b>子ども若者部</b> 、土木交通部、教育委員会、県警察、陸上自衛隊第3偵察戦闘大隊）	【子ども若者政策・私学振興課】
			組織改編のため。

頁	修正前	修正後	修正理由
100	<p>(4) 避難場所・避難所の開設および避難誘導等        ア 避難場所・避難所の開設</p> <p>各避難所運営管理者は、<u>指定</u>避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。</p>	<p>(4) 避難場所・避難所の開設および避難誘導等        ア 避難場所・避難所の開設</p> <p>各避難所運営管理者は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する<u>こと、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保する</u>よう努めるとともに、<u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成する<u>とともに、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、選択等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>【防災危機管理局】</p> <p>防災基本計画と整合を図るため。</p>
101	<p>(e)避難所に指定する公共施設については、バリアフリートイレの設置、スロープの設置、ファックス、文字放送テレビの設置等高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常</p>	<p>(e)避難所に指定する公共施設については、バリアフリートイレの設置、スロープの設置、<u>災害時公衆電話</u>、ファックス、文字放送テレビの設置等高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの</p>	<p>【防災危機管理局】</p> <p>避難者の通信確保を図るために有効と考えられるため。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	用発電設備等の整備に努めるとともに、浸水が予想される区域内の避難所については、発電、通信施設の設置位置を考慮すること。	活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるとともに、浸水が予想される区域内の避難所については、発電、通信施設の設置位置を考慮すること。	
102	(a)市町の実施事項 ②文末に追記 ～関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。	(a)市町の実施事項 ②文末に追記 ～関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。 <u>また、協議先市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画と整合を図るため。
102	(b)協議先市町の実施事項 ②文末に追記 ～関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。	(b)協議先市町の実施事項 ②文末に追記 ～関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。 <u>また、協議先市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画と整合を図るため。
102	c 県外への広域避難 (a) 市町の実施事項 ②文末に追記 協議元市町は、～県に報告しなければならない。	c 県外への広域避難 (a) 市町の実施事項 ②文末に追記 協議元市町は、～県に報告しなければならない。 <u>また、協議先市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画と整合を図るため。
103	d 県外避難者の受入れ (a) 市町の実施事項 ② 市町は、要避難者を受け入れる場合、区域	d 県外避難者の受入れ (a) 市町の実施事項 ② 市町は、要避難者を受け入れる場合、区域	【防災危機管理局】 防災基本計画と整合を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>において要避難者を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を県、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。</p>	<p>において要避難者を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を県、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。<u>また、受け入れた要避難者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	
106	<p>エ 男女双方の視点・ニーズへの配慮</p> <p>各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室(搾乳スペース含む)の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>また、<u>男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダー・アイデンティティに関する配慮を実現するように努める。</u></p> <p>指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>エ 男女双方の視点・ニーズへの配慮</p> <p>各避難所運営管理者は、<u>指定避難所等</u>の運営における女性や<u>子育て家庭</u>の参画を推進する。<u>また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダー・アイデンティティに関する配慮が必要な人などの視点や、子ども・若者の居場所の確保、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u>特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室(搾乳スペース含む)の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>また、<u>指定避難所等の運営</u>における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止する</p>	<p>【防災会議 池田委員】 災害対策基本法等の改正のため。</p> <p>【防災危機管理局】 防災基本計画の文言通りに「<u>指定避難所等の運営における</u>」と修正。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
		ため、 <u>女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど</u> 、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	
106	<u>(新設)</u>	<u>カ 地域のボランティア人材の育成・確保</u> <u>市町は、あらかじめ避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画と整合を図るため。
106	<u>カ 県本部の措置</u> 県本部は、市町に設置される避難所の状況を把握し、市町本部から要請があった場合および大規模災害時には、広域避難計画に基づきその実施を進める。	<u>キ 県本部の措置</u> 県本部は、市町に設置される避難所の状況を把握し、 <u>調整を行う部署を設け、市町本部の報告により、避難所の開設状況および運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、指定避難所の円滑な運営が確保されるとともに、指定避難所の良好な居住性が確保されるよう、市町に対し、情報提供、助言、その他必要な支援を行う。また、必要に応じて状況の把握を行うため、県本部および地方本部担当職員を現地に派遣する。</u> 市町本部から要請があった場合および大規模災害時には、広域避難計画に基づきその実施を進める。	【防災危機管理局】 防災対策推進条例の制定に伴う。また、震災対策編との書きぶりの整合を図る。

頁	修正前	修正後	修正理由
107	カ 開設期間	ク 開設期間	【防災危機管理局】 条ずれを修正。
107	食料や寝具等生活必需品等について	食料や生活必需品等について	【健康福祉政策課】 不要な下線、誤字を修正。
107	また、県及び市町は、事前に <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう…	県 <u>および</u> 市町は、 <u>災害救助法に基づき、年1回備蓄状況を公表するとともに</u> 事前に <u>新物資システム(B-PLo)</u> を用いて備蓄状況の確認を行う。また、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう…	【健康福祉政策課】 法改正に伴う追加より実態に即した文言への修正。
107	第4 食料供給計画（健康医療福祉部、商工観光労働部、農政水産部）	第4 食料供給計画（健康医療福祉部、 <u>子ども若者部</u> 、商工観光労働部、農政水産部）	【子ども若者政策・私学振興課】 組織改編による修正。
107	市町は、平素から災害時に備え、自治会、自主防災組織が市町と一体となって2日程度に相当する食料を確保する体制整備	市町は、平素から災害時に備え、自治会、自主防災組織が市町と一体となって <u>災害時に避難が想定される被災者のおおむね</u> 2日程度に相当する食料を確保する体制整備	【健康福祉政策課】 より実態に即した文言への修正。
107	県は、平素から災害時に想定される被災者のおおむね1日に相当する量の食料について災害救助法に基づく公的備蓄に加え、流通在庫方式により確保に努めるものとする。	県は、平素から災害時に <u>避難が</u> 想定される被災者のおおむね1日に相当する量の食料について災害救助法に基づく備蓄に加え、 <u>災害時応援協定等の活用</u> により確保に努めるものとする。	【健康福祉政策課】 「公的備蓄」「流通在庫方式」の定義があいまいなため、より明確な内容で記載。
107	災害救助法が適用された際(適用見込含む)には、県本部は、市町本部の要請に基づき備蓄物資の払出しや <u>災害時応援協定締結企業等からの調達、輸送体制の確立等</u> の必要な措置をとるとともに、	災害救助法が適用された際(適用見込含む)には、県本部は、市町本部の要請に基づき備蓄物資の払出しや <u>輸送体制の確立等</u> の必要な措置をとるとともに、	【健康福祉政策課】 「公的備蓄」「流通在庫方式」の定義があいまいなため、より明確な内容で記載。
108	(2) 市町における計画の指針 イ 災害時の水源の確保 b 井戸水	(2) 市町における計画の指針 イ 災害時の水源の確保 b 井戸水( <u>地域住民や企業が所有する井戸</u> )	【生活衛生課】 防災基本計画の修正に伴い、井戸水の確保先を明示。

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>湧水や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸等)</u>	
110	第6 生活必需品等供給計画(健康医療福祉部、商工観光労働部)	第6 生活必需品等供給計画( <u>知事公室</u> 、健康医療福祉部、 <u>子ども若者部</u> 、商工観光労働部)	【健康福祉政策課】 【子ども若者政策・私学振興課】 組織改編等による。
110	県は、平素から災害時に想定される被災者のおむね1日に相当する量の食料について災害救助法に基づく公的備蓄に加え、流通在庫方式により確保に努めるものとする。	県は、平素から災害時に <u>避難が</u> 想定される被災者のおおむね1日に相当する量の食料について災害救助法に基づく備蓄に加え、 <u>災害時応援協定等の活用</u> により確保に努めるものとする。	【健康福祉政策課】 「公的備蓄」「流通在庫方式」の定義があいまいなため、より明確な内容で記載。
110	2 計画の内容 (1)～なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮し、製品の選定にあたって女性職員や防災会議の女性委員の意見を聞くものとする。 ア 寝具 イ 衣服 ウ 身回り品 エ 炊事用具 オ 日用品 カ 食器 キ 光熱材料 ク 衛生用品(紙おむつ、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ、等) ケ マスク、消毒液、段ボールベッド・エアベッド、パーテイション	2 計画の内容 (1)～なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮し、製品の選定にあたって女性職員や防災会議の女性委員の意見を聞くものとする。 ア 寝具 イ 衣服 ウ 身回り品 エ 炊事用具 オ 日用品 カ 食器 キ 光熱材料 ク 衛生用品(紙おむつ、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ、 <u>トイレットペーパー</u> 等) ケ マスク、消毒液、段ボールベッド・エアベッド <u>等の簡易ベッド</u> 、パーテイション	【防災危機管理局】【健康福祉政策課】 防災基本計画との整合を図るため。
110	なお、応急仮設住宅の設置・供与に係る計画の策定にあたっては、民間賃貸住宅等の空き室等の	なお、応急仮設住宅の設置・供与に係る計画の策定にあたっては、民間賃貸住宅等の空き室等の	【住宅課】

頁	修正前	修正後	修正理由
	活用を考慮するとともに、高齢者・障害者等の災害時要配慮者に対する配慮を行う。	活用を考慮するとともに、高齢者・障害者等の要配慮者に対する配慮を行う。	風水害等対策編 p.1において「要配慮者」とされており、計画全体の体裁と合わせるため。
111	なお、その際には、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については災害時要配慮者を優先的に入居させるよう努める。	なお、その際には、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。	【住宅課】 風水害等対策編 p.1において「要配慮者」とされており、計画全体の体裁と合わせるため。
111	なお、その際には、一定割合について、段差の解消やスロープ、手すり等の設置を図るなど、災害時要配慮者に配慮した構造とするように努める。	なお、その際には、一定割合について、段差の解消やスロープ、手すり等の設置を図るなど、要配慮者に配慮した構造とするように努める。	【住宅課】 風水害等対策編 p.1において「要配慮者」とされており、計画全体の体裁と合わせるため。
111	エ 応急仮設住宅の運営における災害時要配慮者への考慮 県本部および市町本部は、災害時要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。	エ 応急仮設住宅の運営における要配慮者への考慮 県本部および市町本部は、要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。	【住宅課】 風水害等対策編 p.1において「要配慮者」とされており、計画全体の体裁と合わせるため。
111	(イ) 応急修理	(イ) 緊急の修理	【住宅課】 語句の修正。
112	(ウ) 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号)第 7 条による。	(ウ) 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号)第 8 条による。	【住宅課】 条ずれの修正。
112	ウ 費用の限度、期間等	ウ 費用の限度、期間等	【住宅課】 条ずれの修正。

頁	修正前	修正後	修正理由
	費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号)第 <u>12</u> 条による。	費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号)第 <u>13</u> 条による。	※二ヶ所あり。
115	2 保険医療福祉調整本部および保健医療福祉調整地方本部  ～なお、保健医療福祉調整本部および保健医療福祉調整地方本部は、次の業務を行うこととし、活動予定場所が損壊した場合に備えて代替設置場所についてあらかじめ検討しておくものとする。	2 保険医療福祉調整本部および保健医療福祉調整地方本部  ～なお、保健医療福祉調整本部 <u>および保健医療福祉調整地方本部</u> は、次の業務を行うこととし、活動予定場所が損壊した場合に備えて代替設置場所についてあらかじめ検討しておくものとする。  <u>平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める。</u>	【健康危機管理課】 防災基本計画の改定に基づく修正。
116	連絡調整図	連絡調整図	【消防長会】 図切れ。
124	【被災に係る遺体の火葬体制】フロー図	【被災に係る遺体の火葬体制】フロー図	【消防長会】 図切れ。
125	物資の供給については、県および市町の備蓄物資、 <u>物資協定</u> 締結企業等からの調達、国・関西広域連合からの支援物資を活用することを基本とするが	物資の供給については、県および市町の備蓄物資、 <u>災害時応援</u> 協定締結企業等からの調達、国・関西広域連合からの支援物資を活用することを基本とするが	【健康福祉政策課】 他の箇所と表記の統一を図るため。 【健康福祉政策課】
126	災害派遣福祉チーム(しが DWAT)は、派遣先である一般避難所および福祉避難所において、災害時要配慮者に対し、次に掲げる活動を行う。  <u>① 福祉避難所等への誘導</u>	災害派遣福祉チーム(しが DWAT)は、派遣先である <u>避難所や、在宅および自家用車ならびに被災した社会福祉施設等その他地域で生活する要配慮者</u> に対し、 <u>主に</u> 次に掲げる活動を行う。	【防災危機管理局】 防災基本計画と整合を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>② アセスメントの実施</p> <p>③ 日常生活上の支援</p> <p>④ 相談支援</p> <p>⑤ 避難所内の環境整備</p> <p>⑥ 関係機関・他職種チーム・被災地社会福祉施設等との連携</p> <p>⑦ その他、ネットワーク本部またはリーダーが必要と認める活動</p>	<p>① 要配慮者情報の収集</p> <p>② 福祉避難所等への誘導</p> <p>③ 要配慮者へのアセスメント</p> <p>④ 日常生活上の支援</p> <p>⑤ 相互支援</p> <p>⑥ 避難所における環境整備</p> <p>⑦ 本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告</p> <p>⑧ 後続のチームへの引継ぎ</p> <p>⑨ 被災市区町村や避難所等の管理者等の連携</p> <p>⑩ 他職種との連携</p> <p>⑪ 被災地域の社会福祉施設等との連携</p>	

#### 第6節 交通輸送計画

130	<p>2 計画の内容</p> <p>(2) 緊急輸送のための交通の確保</p> <p>(ア) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>	(削除)	<p>【滋賀国道事務所】</p> <p>見え消し部分が削除されていないため。</p>
130	<p>(イ) 国土交通大臣は、道路管理者である県および市町に対し、知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p>	(削除)	<p>【滋賀国道事務所】</p> <p>見え消し部分が削除されていないため。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
130	<p>(2) 緊急輸送のための交通の確保</p> <p>イ 道路啓開等</p> <p>道路管理者は、道路啓開計画に基づき、交通管理者や関係機関と連携し、緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正、放置車両等の撤去を行うものとする。</p>	<p>(2) 緊急輸送のための交通の確保</p> <p>イ 道路啓開等</p> <p>道路管理者は、道路啓開計画に基づき、交通管理者や関係機関と連携し、緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正、放置車両等の撤去を行うものとする。<u>なお、道路啓開計画は、実情に即した対応を図る必要から、定期的に見直しを行うものとする。</u></p>	<p>【道路保全課】</p> <p>防災基本計画の改定に基づく修正。</p>
132	<p>ウ 空中輸送</p> <p>(ア) 交通途絶のための孤立地帯への輸送は航空機によるものとし、「第 15 節、自衛隊災害派遣計画」の定めるところにより、自衛隊航空機の派遣要請を行う</p> <p>(各市町消防防災用ヘリコプター発着場は資料編参照)</p> <p>(イ) 民間航空機の借上げを必要とするときは、大阪空港事務所にそのあっせんを要請する。</p>	<p>ウ 空中輸送</p> <p>(ア) 交通途絶のための孤立地帯への輸送は航空機によるものとし、「第 15 節、自衛隊災害派遣計画」の定めるところにより、自衛隊航空機の派遣要請を行う</p> <p>(各市町消防防災用ヘリコプター発着場は資料編参照)</p> <p><u>(イ) 項削除</u></p>	<p>【大阪空港事務所・総務課】</p> <p>既締結済みの災害時ヘリコプター運航に関する災害時応援協定等があり、(イ)項は不要であるため。</p>
第9節 通信・放送施設応急対策計画			
142	<p>第1 通信施設応急対策計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(ウ) 電源の喪失等の場合、近畿総合通信局へ電源車の貸与要請を行う</p>	<p>第1 通信施設応急対策計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(ウ) 電源の喪失等の場合、近畿総合通信局へ電源車<u>等</u>の貸与要請を行う</p>	<p>【近畿総合通信局】</p> <p>電源車の他、電源車と同等出力の発電機、燃料(LPガス)、ポータブル蓄電器も電源運搬車により運搬貸与するため。</p>
第10節 鉄道施設応急対策計画			
145	第2 民有鉄道施設応急対策計画 (京阪電気鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、信楽高原鐵	第2 民有鉄道施設応急対策計画 (京阪電気鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、 <u>一般社団法</u>	<p>【交通戦略課】</p> <p>近江鉄道線は令和 6 年 4 月から公有</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	道株式会社、甲賀市)	<u>人近江鉄道線管理機構</u> 、信楽高原鐵道株式会社、甲賀市)	民営方式による上下分離に移行し、近江鉄道(株)が第二種鉄道事業者として鉄道の運行を担い、(一社)近江鉄道線管理機構が第三種鉄道事業者として鉄道施設の保有・維持管理を担うこととなつたため。
<b>第 11 節 電力・ガス施設応急対策計画</b>			
149	2 計画の内容 (2)災害復旧 イ 応急対策 大規模な災害により、事業者単独で復旧をはかることが困難である場合には、災害をまぬがれた事業者からの協力を得るため、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」の活用を図る。	2 計画の内容 (2)災害復旧 イ 応急対策 大規模な災害により、事業者単独で復旧をはかることが困難である場合には、災害をまぬがれた事業者からの協力を得るため、 <u>一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における救援要綱」およびガス事業法に基づき経済産業大臣にガス事業者連名で届け出た「非常時連携計画」</u> の活用を図る。	【大津市】 日本ガス協会の要綱改定およびガス事業者が連名で応援体制を定めた「非常時連携計画」を 2022 年 9 月 1 日に経済産業大臣に届け出たため。
<b>第 13 節 相互協力計画</b>			
153	<u>(新設)</u>	<u>(2) 市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、国に対する応急措置の実施を求めるものとする。市町はこの要求ができない場合は、その旨および当該市町の地域における災害の状況を国に通知するものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画と整合を図るため。
153	3 市町との相互協力 (1) 被災市町は、災害応急対策の実施のために必要があるときは、県に応援(職員の派遣を含	3 市町との相互協力 (1) <u>県は、市町の要請があった場合、または県が支援の必要があると判断した場合、「県本部リエ</u>	【高島土木事務所】 市町からの県に応援を要請することに 関して、「県」が県災害対策本部を指し

頁	修正前	修正後	修正理由
	む。以下同じ)または応援の斡旋を求めるなどして災害対策の万全を期す。	<p><u>ゾン／地方本部リエゾン</u>、「情報連絡員」、「避難所運営等の支援員」により構成する「被災市町支援チーム」を、市町の災害対策本部に派遣し、市町が必要とする応援職員や支援物資のニーズ把握等に努め、災害対策本部運営、避難所運営、住家被害認定調査等の早期実施など被災市町における初動対応を支援する。</p> <p>なお、大規模災害等により県内全域で被害が発生した場合は、応援側にマネジメントを含めた支援チームの派遣を全国知事会や関西広域連合等広域応援協定締結団体に要請とともに、総務省が策定した「応急対策職員派遣制度」に基づく確保調整本部に、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援、「災害マネジメント総括支援員」等による支援の要請を行う。</p>	ているのか、県の災害対策地方本部を指しているのかが明確でないため。また、令和7年4月より導入された地方本部リエゾン制度および能登半島地震を受けて各市町が策定している受援計画など新たな制度に関する運用を想定した記載が必要であるため。
153	<p>(2) 県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。</p> <p>(3) 県は、必要に応じ、災害を受けた市町が応急対策を円滑に実施できるよう 本部支援連絡員、地方本部情報連絡員、被災市町支援チームを市町に派遣するとともに、他の市町に対し、応援についての指示を行い、または防災関係機関の応援を斡旋するものとする。</p>	<p>(2) <u>被災市町は、災害応急対策の実施のために必要があるときは、地方本部リエゾンまたは県本部リエゾンを通じて、県に応援および応援の斡旋を求めるなどして災害対策の万全を期す。</u></p> <p>(3) <u>県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。</u></p>	【防災危機管理局】 「市町へのリエゾン派遣制度」の創設および「滋賀県災害時受援計画」の改定による。

頁	修正前	修正後	修正理由
第14節 自衛隊災害派遣計画			
164	血液薬品等	血液製剤等	【薬務課】 語句の修正のため。
第19節 要配慮者対策計画			
171	<p>第7-1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の設置・供与に係る計画の策定にあたっては、民間賃貸住宅等の空き室等の活用を考慮するとともに、高齢者・障害者等の災害時要配慮者に対する配慮を行う。</li> </ul> <p>第7-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅のうち一定の割合については災害時要配慮者を優先的に入居させるように努める。</li> <li>・応急仮設住宅の建設にあたっては、一定割合について、段差の解消やスロープ、手すり等の設置を図るなど、災害時要配慮者に配慮した構造とするように努める。</li> <li>・県本部および市町本部は、災害時要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。</li> </ul>	<p>第7-1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の設置・供与に係る計画の策定にあたっては、民間賃貸住宅等の空き室等の活用を考慮するとともに、高齢者・障害者等の要配慮者に対する配慮を行う。</li> </ul> <p>第7-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅のうち一定の割合については要配慮者を優先的に入居させるように努める。</li> <li>・応急仮設住宅の建設にあたっては、一定割合について、段差の解消やスロープ、手すり等の設置を図るなど、要配慮者に配慮した構造とするように努める。</li> <li>・県本部および市町本部は、要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。</li> </ul>	【住宅課】 風水害等対策編 p.1において「要配慮者」とされており、計画全体の体裁と合わせるため。
第4章 災害復旧計画			
第5節 被災者等への支援計画			
181	1 計画方針 県および市町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するととも	1 計画方針 県および市町は国とも連携して、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に	【総務省滋賀行政監視行政相談センター】 令和6年6月28日付けの「防災基本

頁	修正前	修正後	修正理由
	に総合的な相談窓口等を設置するものとする。	広報するとともに総合的な相談窓口等を設置するものとする。	「計画」改定において、「第2編 各災害に共通する対策編」「第3章 災害復旧・復興」「第4節 被災者等の生活重建等の支援」に「国(総務省)は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。」が新設され、当センターの行う特別行政相談活動とは、①被災者への生活支援情報の提供、②専用電話を備えた相談窓口の開設、③特別行政相談所の開設などであり、これらの活動は地域防災計画での左記の項目と密接に関係しているため